



大津市公報

平成 29 年 3 月 21 日
号外 (第 13 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 23 大津市農業委員会委員候補者選考委員会規則..... 1
- 24 大津市勤労者教育資金融資規則を廃止する規則..... 2
- 25 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
- 26 大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... 4

規 則

大津市農業委員会委員候補者選考委員会規則を公布する。
平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第23号

大津市農業委員会委員候補者選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)第4条の規定に基づき、大津市農業委員会委員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、大津市農業委員会の委員の候補者(以下「委員候補者」という。)を選考するとともに、その選考手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員候補者の選考)

第6条 委員会は、委員候補者を選考するに当たっては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第7項の規定の趣旨を尊重し、委員候補者の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市勤労者教育資金融資規則を廃止する規則を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第24号

大津市勤労者教育資金融資規則を廃止する規則

大津市勤労者教育資金融資規則（昭和60年規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第25号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 条例別表第 1 の 5 の 2 の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第 3 項の調整若しくは要請又は同条第 4 項から第 6 項までの措置に関する事務とする。

第14条の次に次の 1 条を加える。

第14条の 2 条例別表第 1 の13の 2 の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）第 6 条の規定による地域特別賃貸住宅（同条例第 2 条第 2 項第 3 号の地域特別賃貸住宅をいう。以下この条において同じ。）の入居の申込みの受理又はその申込みに対する応答に関する事務

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定による地域特別賃貸住宅の入居者の選考に関する事務

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第11条の 2 の規定による地域特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅（同条例第 2 条第 2 項第 4 号の特定公共賃貸住宅をいう。）（以下この条及び第33条の 4 において「地域特別賃貸住宅等」と総称する。）の同居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条の規定による地域特別賃貸住宅等の入居の承継の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条の規定による地域特別賃貸住宅等の家賃の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第15条の規定による地域特別賃貸住宅等の家賃の減免又は徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
第15条中「同項」を「同表 1 の項」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

地域生活支援事業の利用の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者（以下この条において「利用対象者等」という。）に係る次に掲げる情報

ア 生活保護法第19条第 1 項の保護の実施に関する情報

イ 生活保護法第24条第 1 項の保護の開始又は同条第 9 項の保護の変更に関する情報

ウ 生活保護法第25条第 1 項の職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に関する情報

エ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報

第15条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

利用対象者等に係る次に掲げる情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

ア 生活保護法第19条第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報

- イ 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更に関する情報
- ウ 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する情報
- エ 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する情報

第16条第1号中「生活保護実施関係情報」を「前条第1号に掲げる情報及び外国人生活保護実施関係情報(以下「生活保護実施関係情報」と総称する。)」に改める。

第20条中「同項」を「同表6の項」に改め、同条第3号を次のように改める。

要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報及び次に掲げる情報

- ア 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給に関する情報
- イ 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する情報
- ウ 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する情報

第20条に次の1号を加える。

要保護者等に係る大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第2条第2項の市営住宅の家賃に関する情報(以下「市営住宅家賃関係情報」という。)

第21条第2項第3号中「外国人生活保護実施関係情報」の次に「及び前条第3号に掲げる情報」を加え、同項に次の1号を加える。

要支援者等に係る市営住宅家賃関係情報

第22条第1号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第5号中「生活保護実施関係情報」を「第15条第1号に掲げる情報」に改め、同条第8号中「情報」の次に「(以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(17) 要保護外国人等に係る市営住宅家賃関係情報

第22条の次に次の2条を加える。

第22条の2 条例別表第2の8の2の項の規則で定める事務は児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務とし、同表8の2の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

児童福祉法第24条第1項に規定する児童(以下この条において「児童」という。)の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

児童の扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報

児童の兄弟姉妹に係る子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条第9号に規定する特定教育・保育施設等の利用に関する情報

第22条の3 条例別表第2の8の3の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の支給認定若しくは同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務

子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務

2 条例別表第2の8の3の項の規則で定める情報は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第23条を次のように改める。

第23条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

児童福祉法第23条第2項の母子保護の実施に要する費用に係る同法第56条第2項の費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報

ア 児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童(以下この号において「保護児童」という。)と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

イ 保護児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ウ 保護児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

児童福祉法第24条第 5 項又は第 6 項の措置に要する費用に係る同法第56条第 3 項の費用の徴収に関する事務 当該措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第24条中「同項」を「同表10の項」に改める。

第25条中「同項」を「同表11の項」に改める。

第31条中「同項」を「同表17の項」に改め、同条第 5 号中「児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当支給関係情報」に改める。

第32条中「同項」を「同表18の項」に改める。

第33条第 5 号中「児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当支給関係情報」に改め、同条の次に次の 3 条を加える。

第33条の 2 条例別表第 2 の20の項の規則で定める事務は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第 1 項又は第28条第 2 項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務とし、同表20の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

公営住宅法第 2 条第 2 号の公営住宅の入居者又は同居者（次号において「公営住宅入居者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

公営住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第33条の 3 条例別表第 2 の21の項の規則で定める事務は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第 3 項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第55号）による改正前の公営住宅法第12条第 1 項の家賃の決定に関する事務とし、同表21の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

住宅地区改良法第 2 条第 6 項の改良住宅の入居者又は同居者（次号において「改良住宅入居者等」という。）に係る生活保護実施関係情報

改良住宅入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第33条の 4 条例別表第 2 の22の項の規則で定める事務は第14条の 2 に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

地域特別賃貸住宅等の入居者若しくは同居者、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 6 条の規定による地域特別賃貸住宅等の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は地域特別賃貸住宅等の入居者と同居しようとする者（以下この条において「地域特別賃貸住宅等入居者等」という。）に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

地域特別賃貸住宅等入居者等に係る生活保護実施関係情報

地域特別賃貸住宅等入居者等に係る市町村民税に関する情報

地域特別賃貸住宅等入居者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第35条第 3 号及び第36条第 3 号中「児童扶養手当法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する情報」を「児童扶養手当支給関係情報」に改める。

第 2 条 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第23条第 2 号中「第56条第 3 項」を「第56条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 21 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第26号

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大津市道に設ける道路標識の寸法を定める条例施行規則（平成24年規則第148号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表登坂車線の項中「117の 2 - A」を「117の 3 - A」に改め、同表総重量限度緩和指定道路の項中「118の 3 - A」を「118の 4 - A」に、「118の 3 - B」を「118の 4 - B」に改め、同表高さ限度緩和指定道路の項中「118の 4 - A」を「118の 5 - A」に、「118の 4 - B」を「118の 5 - B」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。